

浜松市介護保険運営協議会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市が行う介護保険事業の円滑な運営に資するために設置する「浜松市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）」の委員のうち、公募によって委嘱する委員の選考を、公正かつ適正に実施することを目的として定める。

(公募方法)

第2条 委員の公募は、市の広報紙等により行う。

2 公募を行うときは、公募する人数、応募するための条件及び委嘱する期間を明示して行わなければならない。

(公募する人数等)

第3条 公募する人数、応募するための条件、委嘱期間は次の各号による。

(1) 公募する人数は、浜松市介護保険運営協議会条例(平成12年浜松市条例第47号、以下「条例」という。)第3条第1項第2号の定めるところによる。

(2) 応募できる者は、市内に居住する40歳以上の男女で、介護保険制度に関心があり、委嘱期間中、協議会の会議におおむね出席が可能な者とする。

(3) 応募する者は、次の書類を提出するものとする。

ア 履歴書

イ 小論文

ウ その他必要な事項は、次条第3項に規定する選考委員会会長が定める。

(4) 委員として委嘱する期間は、条例第3条第2項の定めるところによる。

(選考委員会の設置)

第4条 応募のあった者の内から、委嘱する委員を選考するため、「介護保険運営協議会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置する。

2 選考委員は、次の各号に規定する者とする。

(1) 浜松市健康福祉部長

(2) 浜松市健康福祉部次長

(3) 浜松市健康福祉部介護保険課長

(4) 浜松市健康福祉部介護保険課長補佐

(5) 浜松市健康福祉部高齢者福祉課長

3 選考委員会会長（以下「会長」という。）は、前項に規定する浜松市健康福祉部長とする。

- 4 選考委員会は、応募者の中から、次条の選考の基準により選考し、市長に推薦する。
- 5 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長が必要と認める場合には、選考委員を増員することができる。

(選考の基準)

第5条 委員の選考の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 選考委員は、小論文をその内容によって点数付けし、選考委員の合計点により応募者の順位をつけた上で、選考委員会で総合的に勘案し、市長への推薦者を定めるものとする。
- (2) 選考委員会が必要と認める場合は、応募者の面接審査を行い、選考の参考とすることができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。